

愛知自治体キャラバン実行委員会陳情書に対する回答

平成25年10月23日(水)午前10時30分懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目ですー

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】行政課

豊橋市の第5次総合計画の基本理念「ともに生き、ともにつくる」に基づき、今後も住民が健康で文化的な生活を送ることができるように、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えています。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】福祉政策課

住民の福祉の増進を図るため、様々な福祉施策に取り組んでいきたいと考えています。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】納税課・国保年金課

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、東三河地域における収入率の向上と税負担の公平性を確保し、広域化による行政の効率化を実現するため、平成23年度に設立したものです。機構に移管する案件は、あくまでも納税資力がありながら、再三の催告にも応じていただけない方を対象としております。

一方、生活困窮者などに対しては、生活実態に応じた納税相談や法令に照らして納税緩和措置等をとっているところです。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給し

てください。

【回答】障害福祉課

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】障害福祉課

重複しますが、生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は行っていません。就労指導についても、病状は主治医に確認しており、生活歴・職歴等を含め、個々の状況に応じた、適正な指導・援助に努めています。仕事の確保については、一自治体では困難なため、引き続きハローワークとの連携を図っていきます。自動車の保有・使用については、保護の相談・申請にあたり、詳細な説明を実施しています。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】障害福祉課

改定に伴う不便や不安のないよう、丁寧な説明を行うとともに、きめ細やかな相談・支援に努めています。

- ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】障害福祉課

正規職員については、法に準拠した人員配置に向けて増員しています。研修についても、国・県等主催の研修への参加、課内研修等を行なっています。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】障害福祉課

配置の予定はありません。

- ★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

【回答】障害福祉課

関係各課への情報提供および連携に努めます。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】長寿介護課

保険料減免に係る3原則に沿って、第5期介護保険事業計画の保険料設定において、従来の8段階制を11段階制にする中で、低所得者に一定の配慮を行っております。

- ★② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿介護課

保険料第2段階以下の方のうち、資産・預貯金の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる独自の減免制度を実施しております。

- ★③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿介護課

在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

- ★④ 介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】長寿介護課

介護予防・日常生活支援総合事業については、現在検討中です。

- ⑤ 行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】長寿介護課

第5期事業計画において、施設としては、小規模特養を、居住系サービスとしては、グループホーム、複合型サービスの整備を進めています。また、25年度より低所得者の方でも円滑に入所ができるようユニット型の特別養護老人ホームとグループホームの居住費を補助する本市独自の助成制度を始めています。

- ⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】長寿介護課

地域包括支援センターにつきましては、今後の業務量の増加などを踏まえ適正な配置を検討したいと考えております。

- ⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】長寿介護課

介護労働者の処遇改善につきましては、国において「介護職員処遇改善交付金」の制度が実施されてきたところですが、平成24年度より、この制度に代わり「介護職員処遇改善加算」が創設され実施しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】長寿介護課

ボランティアによるひとり暮らし高齢者等の日常生活支援を行う「高齢者安心生活サポート事業」を実施しているほか、平成25年度から「豊橋市高齢者等見守りネットワーク事業」を開始し、ライフライン事業者などによる一人暮らし高齢者等への見守りを実施しております。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】長寿介護課

高齢者の外出支援につきましては、70歳以上80歳未満の方には、金額を2千円とし、電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券のいずれかを、80歳以上の方には、金額を4千円とし、希望される組合せの乗車券を配布しております。なお、敬老パスにつきましては豊鉄バスが65歳以上の方を対象とした「元気パス」を発行しており、利用期間に応じた乗車券を購入すれば1乗車100円という制度があります。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】長寿介護課

高齢者サロンにつきましては、地域包括支援センター内に設置する計画ですが、設置場所の確保等の問題があり、現在1ヶ所稼働しております。今後は、民間で運営されているコミュニティカフェと連携しながら高齢者の集いの場に対し支援してまいりたいと考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】住宅課

バリアフリーの高齢者住宅の整備については、市営住宅の建替において整備していくようにしています。

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】長寿介護課

現在、二次予防事業対象者を対象に原則週2回以内、また要支援・要介護認定者を対象に原則週5回以内で給食サービスを行っており、250円を助成しております。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】長寿介護課

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては、現在検討中です。

★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】障害福祉課

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取扱いとします。

- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】障害福祉課

要介護認定者のうち障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除認定申請の案内と申請書を通知しています。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。**

【回答】福祉政策課・子育て支援課

補助金を含め県の動向も見据える中で、福祉施策として充実し、持続可能な制度とするよう努めていきたいと考えています。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】子育て支援課

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は平成20年度に中学校卒業まで拡大し、通院助成は平成20年度に小学3年生まで、平成21年度に小学校卒業まで、平成24年度に中学校卒業までと段階的に拡大してきました。ただし、中学生の通院は自己負担分の1/2を償還払いで助成しています。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが、更なる年齢の引き上げ及び無料化につきましては、学齢が上がるにつれて医療機関への受診状況が低下してくることや、無料化により医療費の増加が見込まれることなどを考慮し、持続可能な制度とするよう、今後、拡大の実績や財政状況を見る中で、子育て支援施策全般として総合的に判断するものと考えております。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】障害福祉課

身体障害者及び知的障害者の医療制度とのバランスを考慮し、医療費助成のあり方について、検討する必要があると考えております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】国保年金課

住民税非課税世帯の後期高齢者医療制度加入の方については、自己負担割合が1割で、負担する限度額も低く抑えられております。現在、本市独自での医療費無料化は考えておりません。

なお、後期高齢者の福祉医療費助成においては、一人暮らしや寝たきりの方についても助成の対象としております。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】国保年金課

後期高齢者医療制度においても、国保と同様、個別に申請書を送付しております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】国保年金課

保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。

なお、短期被保険者証については、保険料滞納者のうち、分納約束不履行の被保険者に定期的に接触し、状況把握等するために止むを得ず発行しているものです。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】こども保健課

妊娠届出以後の妊婦健診につきましては14回まで公費負担の対象としておりますが、厳しい財政状況の中、この公費負担をできるだけ継続が重要であると考えております。妊娠の判定をする初回健診及び産後の健診につきましては、現在のところ公費負担をすることは考えておりません。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受

付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯となっており、現段階での基準額の変更は考えておりません。

申請の受付は市の窓口で随時行っております。また、民生委員の証明は必要ありません。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】保健給食課

本市では、学校給食の食材料費分を給食費としております。現時点では、給食費無料化は考えておりません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】保健給食課

本市の学校給食では、厚生労働省が対象とした17都県で生産された農畜産物を学校給食に使用する前に放射性セシウムを測定し、公表をすることで保護者の学校給食に対する安心を確保しております。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】福祉政策課

妊産婦や高齢者など災害時要援護者で、第一・第二指定避難所での避難生活が困難な場合は、福祉避難所へ収容することとなっています。

福祉避難所での環境は、入浴施設、洋式トイレ、和室、バリアフリーなどの環境となっており、災害時要援護者の避難所生活の改善に努めています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

【回答】子育て支援課

児童虐待の対応を行うため、今後の業務量の増加などを踏まえ適正な配置を検討したいと考えております。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】国保年金課

国保の広域化は、小規模保険者の国保財政基盤の安定化、保険料の地域格差の解消、保険証の一括発注など事務の共通化・効率化による経費の節減等のメリットがある半面、現行の財源構成のままでは広域化されても財政安定化には必ずしも結び付かない、県と市町村との役割分担などの課題もあります。

国において国民健康保険の都道府県単位化への方向性が示されましたが、具体的なことや詳細については検討課題となっていますので、今後の動向に注視してまいります。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国保年金課

一般会計からの繰り入れについては、低所得者層に対する独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。また、平成25年度からは資産税割の廃止に伴う対象者の拡大も行っています。

現在、新たな医療保険制度について、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますので、これらの検討結果や新制度へのスムーズな移行も踏まえながら、一般会計繰り入れについて協議していきたいと考えております。

また、消費税導入に伴う低所得者対策など国の動向を見ながら検討してまいります。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】国保年金課

国民健康保険に加入している子どもの均等割額の減免については、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、国保被保険者以外の方にも負担を求める一般会計からの繰り入れとするのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな医療保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に協議していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とらないようにしてください。

【回答】国保年金課

低所得を理由とする減免につきましては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4.4割・2.4割・1.2割の減免を実施しており、合わせて最大8.2割の負担減となっておりますので、現時点で減免制度の更なる拡大は考えておりませんが、現在国において軽減措置の対象者拡大が検討されていることから、この動向などを見ながら総合的に検討してまいります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】国保年金課

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得減少等を踏まえ、近年、減免の所得要件を緩和し対象者の拡大を図りました。また、法改正により非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられていますので、現時点では要綱の見直しは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】国保年金課

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。

また、18歳未満の子どもの保険証については全て届くように配慮しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】国保年金課

滞納者に対しての給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために有効期限 6 か月の短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】納税課・国保年金課

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付いただけない方を対象としているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、実施は難しいものと考えております。

(国民健康保険税分差押実績)

区分	人数	件数	金額
22年度	32人	692件	11,348,900円
23年度	33人	488件	5,940,989円
24年度	62人	1,043件	16,407,630円

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とされないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】国保年金課

一部負担金の減免については、平成22年度に取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたため、当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。

また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】障害福祉課

更生医療につきましては、市民税非課税世帯は上限月額0円に軽減しています。また、補装具、地域生活支援事業につきましては、障害者総合支援法において定められた基準で実施しています。

施設利用者の食費・光熱水費につきましては、入所施設利用者(生活保護または低所得の者)に対しては負担を軽減する補足給付を行っており、通所施設利用者(生活保護、低所得または市民税所得割額が世帯合計で16万円未満の者)に対しては食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置を行っております。

また、グループホーム・ケアホーム入居者(生活保護または低所得の者)につきましては、平成23年10月から月額1万円を上限に家賃補助を行っております。

上記については、障害者総合支援法等関係法令において定められた基準で実施しています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】障害福祉課

(訪問系サービス)

障害程度区分ごとの支給決定基準を定めており、基準に基づき支給決定していきます。

(移動支援)

本市ガイドラインにより、上限30時間/月で設定しており、現在のところ支給時間数の拡大は考えていません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

本市ガイドラインにより、通年かつ長期にわたる外出は対象外となっており、現在のところサービス内容の拡大は考えていません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障害福祉課

厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に沿って、個別のケースに応じ利用意向を把握した上で、支援の必要性を判断し、適切な支給決定を行っています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】長寿介護課

低所得者に対しては、【2】2. (1)③のとおり実施しております。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】福祉政策課

避難所に100Vが利用できるカセットガス発電機やLED照明を配備するなど、避難者の生活環境の改善に努めました。今後もトイレやスロープなどのバリアフリー化の検討をすすめ、環境の改善を行ってまいります。

豊橋市は第一・第二指定避難所での避難生活が困難な避難者がいる場合に、公共施設9施設を福祉避難所として開設します。

また、福祉避難所を補完する施設確保のため、9社会福祉法人12施設と受入協定を締結し、要援護者の避難施設として使用できる体制を整えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答】福祉政策課

豊橋市では、要支援認定を受けている方や身体障害者手帳を所持する方などのうち、一人暮らしの方などに対しまして、地域の中での日頃の見守りと災害発生時に支援を行うことを目的とした「災害時要援護者支援事業」を実施し台帳登録をしております。

台帳登録をされた方の情報を、民生委員や自主防災会に提供し、災害発生時に役立てることになっております。

8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】健康増進課・国保年金課

特定健診、歯周疾患検診はいずれも自己負担額は無料としております。
がん検診は自己負担額を徴収しております。なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯の方の自己負担額は無料としております。
個人通知は40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方と過去2年以内に受診している方にお送りしております。

- ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康増進課

40歳未満の健康診査につきましては、生活習慣病の健診を受ける機会のない30・35歳の方を対象に、自己負担額は無料で行っております。

9. 予防接種について

- ★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】健康政策課

ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、平成24年10月1日から1回 4,500円または3,000円の助成を開始しています。なお、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎については、現在、国が定期予防接種化に向けて供給体制などを検討していることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】健康政策課

高齢者用肺炎球菌については、平成25年4月1日から3,000円の助成を開始しております。また、国が現在、定期予防接種化を検討していることから、動向を注視しております。

- ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】健康政策課

平成25年6月21日から妊娠を予定または希望している女性と夫、妊婦の夫を対象に麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合 5,500円、風しん単独ワクチンを接種した場合 3,500円を助成しております。なお、接種の無料化に関しては、現在のところ検討しておりません。